

平成5年8月20日午前10時25分書記官送達

手続 1001A

一九九三年の第十七の五号

公式陳謝等請求事件
訴訟文書立書

原告 別紙原告目録(三)記載のとおり
被告 国

訴状添付原告目録(一) (二) 記載の原告と被告との間の頭書事件について、右原告のうち別紙原告目録(三)記載の原告は、訴状請求の趣旨第一項を次の第一項のとおり変更し、訴状請求の趣旨第四項として次の第二項を追加し、かつこれに伴い請求原因を左記のとおり追加する。

一九九三年八月二三日

右原告ら訴訟代理人弁護士

同	小野誠	之
同	堀野和	幸
同	山本晴	太
同	松本康	之

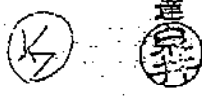
同	金	富
同	池上京	朗
同	武田哲	裕

請求の趣旨の追加

- 一 被告は、原告目録(三)記載の各原告に対してそれぞれ金を[]を支払え。
- 二 被告は、原告[]に対し別紙遺骨目録記載一の遺骨を、原告[]に対し同二の遺骨を、原告[]に対し同三の遺骨を、原告[]に対し同四の遺骨を、原告[]に対し同五の遺骨を、原告[]に対し同六の遺骨を、原告[]に対し同七ないし九の遺骨を、それぞれ引き渡せ。

請求の原因の追加

- 第一 遺骨返還等の請求に及んだ経緯
- 一 訴状に記載したとおり、犠牲者の遺骨は、被告厚生省の指示により、現



在祐天寺（東京都目黒区中目黒五一二四―五三）に保管されている。その数は二八五柱とされている。

遺骨は、小さな箱に入っている三〇柱ぐらいが一つの大きな箱に入れられており、その箱にナンバーが打たれていて、一―一五は誰々というように、厚生省でまとめて氏名を保管しているとのことである。

厚生省は、かつて韓国政府に名簿を渡し、それをもとに遺族を捜すように要請し、遺族がわかれば韓国政府を通じて遺骨を渡す、という対応を取った。

祐天寺に保管されているこの二八五柱は、厚生省の渡した名簿が不十分なものであったことなどから、韓国政府の調査で「該当者なし」とされたものである。

厚生省は、現在、韓国政府を通じてしか遺骨の引き渡しはしない方針を取っており、遺族から返還請求がなされても、そのような個別の請求に全く応じようとはしない。

二 カナダやアメリカでは、大戦中の日系人強制収容所問題について「謝罪

と補償」が決定され、日本政府に任せてはらちがあかないということ、日本に住む当事者のために両国の担当官が一九八九年に来日し、全国を回って説明会を開いたり、大使館にホットラインを設置したりして当事者を探し、受付を行った。

それに対し、日本政府は、韓国で遺族を探すこともせず、何と、韓国の遺族がわざわざ日本で遺骨の返還を求めても、そのような請求を断るという方針を取っているのである。

三 遺骨は、韓国から強制的に日本に運ばれ、奴隷のように働かされ、そして韓国に帰すと船に乗せられて爆死させられた、恨みの遺骨である。

本件後九年間も放置され、その後日本国内を転々とさせられ、いまだ遺骨の姿ですら韓国に帰ることができずに日本にとどまっている。

無念の魂は、行きどころもなくさまようばかりである。

遺族の不信感は、日に日につのるばかりである。

ここに、やむなく遺骨の返還を請求する次第である。

四 なお、遺骨の返還に際し、被告には、別紙原告目録（三）記載の原告に

対し、供養料としてそれぞれ金一〇万円を支払う義務がある。かかる義務も、道義的国家たるべき義務から当然に導かれるものである。右義務の誠実な履行をも併せ求める。

第二 遺骨の所有権

遺骨の所有権については、韓国民法の改正の前後を通じ明文の規定がない。

日本民法にも、遺骨の所有権についての規定はないが、日本人の遺骨の所有権については、慣習に従って祭祀を主宰すべき者に帰属したとして、祭祀を主宰すべき者への遺骨の引渡しを命じた原審の結論を維持した最高裁判所の一九八九年七月一八日判決（家月四一巻一〇号一二八頁）がある。

そもそも遺骨は祭祀の主たる対象であるから、朝鮮人の遺骨についても被相続人の祭祀を主催すべき者にその帰属を認めるべきである。

ところで、一九九一年改正前の韓国民法九九六条は、その前提として、祭祀は家の承継者である戸主が承継するという慣習があることを示している。そして、改正後の韓国民法一〇〇八条の三は、その前提として、戸主承継

人と実際に祖先の祭祀を承継する者とが異なる場合があることを示している。

従って、遺骨は、戸主承継人その他実際に被相続人の祭祀を主宰すべき者に帰属する。

第三 各原告の事情

別紙物件目録記載の各物件（以下「本件各遺骨」という）は、以下述べるところから、それぞれ各原告の所有に属する。

1 [] (原告番号3番)

原告 [] は、犠牲者 [] の次男である。長男 [] は [] に死亡し、同人には子がいないから（甲一号証）、原告が犠牲者の祭祀を主宰すべきものである。

2 [] (原告番号5番)

[] は、犠牲者 [] の長男であって、 [] が [] の死亡したことにより、戸主承継をした（甲二号証）。同人が、 [] の祭祀を主宰すべき者である。

3 (原告番号7番)

は、犠牲者 の長男であって、 が死亡したことにより、戸主承継をした(甲三号証)。同人が、の祭祀を主宰すべき者である。

4 (原告番号14番)

原告 は、犠牲者 の妹である。犠牲者には子が があつたが、 死亡した。同人には子がない(甲四号証、甲五号証)。また、原告には次兄 がいるが、同人は に死亡し(甲四号証)、同人の妻 は同人の死亡後子の 及び をつれて家を出て、今日まで消息不明である(甲六号証)。従つて、原告が犠牲者の祭祀を主宰すべき者である。

5 (原告番号17番)

原告 は、犠牲者 の長兄 の長男である。犠牲者には子がなかつたので(甲七号証)、原告が犠牲者の祭祀を主宰すべき者である。

6 (原告番号30番)

原告 は犠牲者 (創氏名)の次兄である。犠牲者の戸籍は朝鮮戦争で滅失し、その後再製されなかつた(甲八号証)。犠牲者には他に係累がなく、叔父 が大田市長から犠牲者の遠家族の認定を受けていた(甲九号証)。同人は 死亡し、長男である原告が戸主相続したので(甲一〇号証)、原告が犠牲者の祭祀を主宰すべき者である。

7 (原告番号36番)

は、犠牲者 の次男、同 の弟、同 の兄である。の夫 (原告の父)は、 に死亡した。どの長男(原告の兄) は、原告の父が死亡するより前、一九六四年にすでに死亡していた。同人には、男子はいなかつた。そこで、 が戸主承継をした(甲一一号証)。同人が 及び の祭祀を主宰すべきものである。なお、同人は、生還者として の請求をしていたが、犠牲者

4/7

の遺族としての、内金 [REDACTED] の請求にあらためることとし、供養料
とあわせ、合算 [REDACTED] を請求することとする。

5/5

遺骨出口記録

以下の遺骨は、全て祐天寺（東京都目黒区中目黒五―二四―五三所在）にお
いて保管されている。

- 一 犠牲者
の遺骨
- 二 同 (創氏名) の遺骨
- 三 同 (創氏名) の遺骨
- 四 同 (創氏名) の遺骨
- 五 同 (創氏名) の遺骨
- 六 同 (創氏名) の遺骨
- 七 同 (創氏名) の遺骨
- 八 同 (創氏名) の遺骨
- 九 同 (創氏名) の遺骨

081-2973=SYOJIMU

/081-075-254-2103=KYOTOH

/93-08-30-15:11

/001-008

遺骨出口記録

(三) 遺骨返還等を併せて請求する原件

- (3)
- (5)
- (7)
- (14)
- (17)
- (30)
- (36)

6/9

7/9